

請求日： 年 月 日

(あて先) 京田辺市長

## 施設等利用費請求書

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業の施設等利用費

【請求期間： 年 月～ 年 月分】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。  
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、京田辺市内に居住していることを京田辺市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを京田辺市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を京田辺市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を京田辺市が確認すること。

### 1.施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ			生年月日	年 月 日
氏名	印			
現住所	〒 電話：			

### 2.認定子ども(認定子どもごとに請求してください)

フリガナ		生年月日	年 月 日	認定区分
氏名				<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
認定番号				
請求期間の 住所について	<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			転入または転出に該当する場合は 転入・転出日を記入
				年 月 日

### 3.償還払いの振込先を記入してください。

金融機関名		預金種別	
銀行・信用金庫 農協・信用組合		支店 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
口座名義	口座名義 (カタカナ)		

(裏面もご記入ください。)

#### 4.利用した認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を記入

	施設名等	事業名（当てはまるものに☑）	所在する市町村
①		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	都・道 府・県 市・町 村 電話：
②	施設名等	事業名（当てはまるものに☑）	所在する市町村
③		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	都・道 府・県 市・町 村 電話：
④	施設名等	事業名（当てはまるものに☑）	所在する市町村
⑤		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	都・道 府・県 市・町 村 電話：
⑥	施設名等	事業名（当てはまるものに☑）	所在する市町村
		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	都・道 府・県 市・町 村 電話：

#### 5.認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） (A) ※1	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業に支払った月額利用料合計 (B)	支払額合計 (C = A + B)	月額上限額 (D) ※2	請求額 (CとDを比較して小さい方)
年 月分	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円

※1 利用料の設定が月単位を超える場合（四半期、前期・後期等）は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（小数点以下、切り捨て）

※2 月額上限額は、施設等利用給付認定が第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は月額42,000円です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合は次のとおりとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額  
37,000 (42,000) 円×転出日又は認定期間が終了するまでの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額  
37,000 (42,000) 円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

(注) 利用料の記載にあたっては、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費などの実費負担分は無償化対象外となるため、当該金額を除いた金額を記入してください。

請求手続には、この請求書に加えて、以下の書類を添付してください。

##### 【認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業】

- 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）
- 特定子ども・子育て支援提供証明書（本市様式）

##### 【ファミリー・サポート・センター事業】

- 援助活動の報告（おねがい会員用）